

付録② 第三種旅行業者の実施する募集型企画旅行、地域
限定旅行業者の旅行業務の取扱いについて

付録② 第三種旅行業者の実施する募集型企画旅行、地域限定旅行業者の旅行業務の取扱いについて

・本項利用上の注意

第三種旅行業及び地域限定旅行業は、その営業所の存する市町村及び当該市町村に隣接する市町村等の範囲で募集型企画旅行を実施することができます。本項は、第三種旅行業及び地域限定旅行業が募集型企画旅行を実施する場合の広告表示及び取引条件説明書面の取扱い並びに地域限定旅行業者の旅行業務に固有の制限事項について解説しています。

募集型企画旅行の実施にあたっては、第一種、第二種、第三種、地域限定の業務範囲の区別無く、旅行業者が遵守すべき事項があり、本項だけでなく本誌「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」の該当項も参照して広告の実施、取引条件説明書面の交付の準備を行うことが必要です。

なお、本項「付録② 第三種旅行業者の実施する募集型企画旅行、地域限定旅行業者の旅行業務の取扱いについて」は、改訂前の本誌追補版「第三種旅行業者の実施する募集型企画旅行、地域限定旅行業者の旅行業務の取扱いについて」（最終改訂平成26年11月）に、平成30年1月4日施行の旅行業法及びその後に発出されたその他省令・通達等の内容を反映させ収録しております。

1. 第三種旅行者、地域限定旅行者の国内募集型企画旅行の実施について

(1) 募集型企画旅行を実施できる区域について

第三種旅行者又は地域限定旅行者が実施する募集型企画旅行は、募集型企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地（以下「目的地等」という。）の全てが、次に掲げる区域（以下「拠点区域」といいます。）内になければなりません。（200ページ参照）

①当該募集型企画旅行を実施する営業所（当該第三種旅行者又は地域限定旅行者のいずれかを所属旅行者とする旅行者代理業者の営業所を含みません。以下同じ。）の存する市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）

②上記①（以下「営業所の市町村」といいます。）に隣接する市町村

③営業所が本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。以下同じ。）にある場合にあっては営業所の市町村から海上運送法による一般旅客定期航路事業を利用して、途中で寄港することなく到達できる市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設の存するものに限る。）で以下に掲げるもの

イ. 本土以外（以下「離島」という。）の市町村

ロ. 営業所の市町村と同一都道府県又は隣接する都道府県にあり、かつ、半島振興法の規定により指定された半島振興対策実施地域にある市町村（営業所の市町村が半島振興対策実施地域にある場合は営業所の市町村と同一都道府県又は隣接する都道府県にある市町村）

ハ. 営業所が次に掲げる市町村の組み合わせの一方にある場合の当該組み合わせの他方の市町村

1) 愛媛県松山市と山口県大島郡周防大島町

2) 愛媛県松山市と山口県柳井市

3) 愛媛県西宇和郡伊方町と大分県大分市

4) 愛媛県八幡浜市と大分県別府市

5) 愛媛県八幡浜市と大分県臼杵市

6) 高知県宿毛市と大分県佐伯市

7) 山口県周南市と大分県国東市

8) 福岡県大牟田市と長崎県島原市

9) 長崎県雲仙市と熊本県玉名郡長洲町

10) 長崎県島原市と熊本県熊本市

11) 長崎県南島原市と熊本県天草市

12) 長崎県長崎市と熊本県天草郡苓北町

④営業所が離島にある場合にあっては営業所の市町村から海上運送法による一般旅客定期航路事業を利用して、途中で寄港することなく到達できる市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設の存するものに限る。）

⑤上記①及び②の区域に対する交通拠点（地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点^{注(1)}）の存する市町村（交通拠点の存する市町村が複数存在する場合は、一つの旅行につき一つに限る。）

注(1) 交通拠点について

1. 交通拠点とは

交通拠点とは、一般に、駅、空港、港湾、バスターミナル（バス停留所のうち、複数の路線の発着点として旅客の乗降、乗り換え等の用に供するものをいう。）等が該当しますが、これに限らず、地域の交通・観光の実態に応じてこれらに該当しない交通拠点を選択することもできます。

2. 交通拠点を含む市町村の選択

自らの営業所から「最寄り」の交通拠点の存する市町村を発地又は着地とすることができますが、交通手段によって「最寄り」の交通拠点の存する市町村が複数存在する場合、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点の存する市町村を選択することができます。

例：A市に最寄りの鉄道の駅があるが、B市には航空機を利用して当該地域にアクセスする場合に最寄りとなる空港があるので、B市を発地又は着地としたいというような場合。

3. 交通拠点を含む市町村内の発着地について

①1つの市町村の区域内に複数の交通拠点がある場合には、いずれの交通拠点からであっても、発着は認められます。

例：交通拠点として鉄道の駅とバスターミナルがA市内の別々の場所にある場合に、鉄道駅、バスターミナルともに発着地とすることができます。

②交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該交通拠点以外の地点からであっても、発着は認められます。

例：交通拠点の存する市町村の区域内の宿泊施設からの発着とすることができます。

③交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該区域が自らの営業所の存する市町村の区域とは異なる都道府県の区域となる場合であっても、発着は認められません。

4. 交通拠点の存する市町村の区域内を発着する旅行に関する注意事項

拠点区域が、自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域_(A)と、当該区域と重複しない交通拠点の存する市町村_(B)で構成される場合にあっては、以下の事項を遵守してください。

①(B)の区域内から(A)の区域へ向かう途中で土産物屋に立ち寄せたり、その地域の名所を観光させたり、旅行の目的となるような行為は認められません。

②(B)の区域内で土産物屋に立ち寄せたり、その地域の名所を観光させたり、旅行の目的となるような行為は認められません。

- (2) 第三種旅行者又は地域限定旅行者が実施する募集型企画旅行の広告、取引条件説明書面への「募集型企画旅行を実施できる区域」の表示・記載について
- ① 第三種旅行者又は地域限定旅行者は、募集型企画旅行の広告及び取引条件説明書面に、募集型企画旅行を実施できる区域を企画旅行者の社名・営業所名に近接して表示・記載しなければなりません（下線部）。

【広告への表示例】

旅行企画・実施	〇〇県知事登録旅行業第3-〇〇〇〇号 <small>注(2)</small> 株式会社△△トラベル ■■■営業所 〇〇県A市×××町□丁目□番□号 (一社)日本旅行業協会正会員
募集型企画旅行 実施可能区域	<u>A市 B市 C市 D市</u> <u>E市 F市 G市</u> <small>注(3)</small>

注(2) 地域限定旅行者の場合は登録番号を「〇〇県知事登録旅行業地域-〇〇号」と表示してください。

注(3) 上記の市町村名は別紙の図1と対応していますので、参照してください。

なお、実施可能区域に「交通拠点」を含む市町村がある場合は、下記の例のように他の市町村と区分して表示してください。

【広告への表示例】 実施可能区域に「交通拠点」を含む市町村がある場合

旅行企画・実施	〇〇県知事登録旅行業第3-〇〇〇〇号 株式会社△△トラベル ■■■営業所 〇〇県A市×××町□丁目□番□号 (一社)日本旅行業協会正会員
募集型企画旅行 実施可能区域	<u>A市 B市 C市 D市</u> <u>E市 F市 G市 S市※</u> ※は交通拠点のある区域 <small>注(4)</small>

注(4) 上記の市町村名は別紙の図2と対応していますので、参照してください。

【取引条件説明書面の記載例】旅行を企画・実施する営業所と申込を受ける営業所が同一の場合

旅行企画・実施	〇〇〇県知事登録旅行業第3-〇〇〇〇号 〇〇〇〇旅行株式会社〇〇営業所 〇〇県A市×××町□丁目□番□号 (一社)日本旅行業協会正会員
募集型企画旅行 実施可能区域	A市 B市 C市 D市 E市 F市 G市 S市※ ※は交通拠点のある区域
総合旅行業務取扱管理者	甲 野 乙 郎

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱監理者のご質問下さい。

②複数の営業所が実施する募集型企画旅行を一つの紙面で広告する場合は、それぞれの営業所ごとに上記の要領で、「募集型企画旅行実施可能区域」を記載しなければなりません。

③第三種旅行者又は地域限定旅行者が複数の営業所を持っている場合は、一つの営業所（X営業所）で企画実施する募集型企画旅行の申込を、当該第三種旅行者又は地域限定旅行者の他の営業所（Z営業所）で受けることができます。この場合、Z営業所はX営業所の拠点区域内にある必要はありません。（例えば、札幌市の営業所で企画実施する募集型企画旅行の申込みを福岡市の営業所で受けることは差し支えありません。）

(3) その他

第三種旅行者又は地域限定旅行者が実施する募集型企画旅行を他の旅行者を通じて販売する場合は、当該第三種旅行者又は地域限定旅行者と販売する旅行者との間で、募集型企画旅行の「取扱委託契約」を締結してください（旅行業法第14条の2）

2. 地域限定旅行業のその他の旅行業務について

(1) 受注型企画旅行及び手配旅行の取扱い範囲について

地域限定旅行業者が受注型企画旅行又は手配旅行を取り扱う場合は、手配に係る旅行の目的地等の全てが拠点区域（「1. (1) 募集型企画旅行を実施できる区域について」に掲げる区域）内になければなりません。

例えば、拠点区域内の駅・空港・港から出発するものであっても、その目的地が拠点区域外にあるような乗車券、航空券、乗船券等の手配を取り扱うことはできません。

(2) 取引条件説明書面への記載について

①受注型企画旅行及び手配旅行にあっても、募集型企画旅行と同様に、取引条件の説明、取引条件説明書面・契約書面の交付が義務づけられています。取引条件説明書面には、以下の要領で、取り扱うことのできる、受注型企画旅行の実施可能地域、手配旅行の取扱可能地域を地域限定旅行業者の社名・営業所名に近接して表示・記載しなければなりません（下線部）。

【取引条件説明書面の記載例】受注型企画旅行の場合の記載

〇〇〇県知事登録旅行業地域一〇〇号
〇〇〇〇旅行株式会社〇〇営業所
〇〇県A市×××町□丁目□番□号
(一社)日本旅行業協会正会員
受注型企画旅行実施可能地域
A市 B市 C市 D市 E市 F市 G市 S市※
※は交通拠点のある区域 注(5)

地域限定旅行業務取扱管理者 : 甲 野 乙 郎

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

注(5) 上記の市町村名は別紙の図2と対応していますので、参照してください。

【取引条件説明書面の記載例】手配旅行の場合の記載

〇〇〇県知事登録旅行業地域一〇〇号
〇〇〇〇旅行株式会社〇〇営業所
〇〇県A市×××町□丁目□番□号
(一社)日本旅行業協会正会員
手配旅行取扱可能地域
A市 B市 C市 D市 E市 F市 G市 S市※
※は交通拠点のある区域 注(6)

総合旅行業務取扱管理者 : 甲 野 乙 郎

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

注(6) 上記の市町村名は別紙の図2と対応していますので、参照してください。

②地域限定旅行業者が複数の営業所を持っている場合は、一つの営業所（X営業所）の拠点区域内の受注型企画旅行又は手配旅行についての申込を、他の営業所（Z営業所）で受けることができます。この場合、Z営業所はX営業所の拠点区域内にある必要はありません（例えば、札幌市の営業所の拠点区域内の旅行の手配の申込を福岡市の営業所で受けることは差し支えありません。）。このように、申し込もうとする営業所と、拠点区域に係る営業所とが異なる場合は、以下の例のように、それぞれの営業所毎の拠点区域を記載してください（下線部）。

【取引条件説明書面の記載例】複数営業所がある場合の手配旅行のときの記載（X営業所の拠点区域内の手配をZ営業所に申し込む場合）

〇〇〇県知事登録旅行業地域一〇〇号
〇〇〇〇旅行株式会社 Z営業所
〇〇県A市〇〇〇町〇丁目〇番〇号
(一社)日本旅行業協会正会員
手配旅行取扱可能地域
X営業所 A市 B市 C市 D市 E市 F市 G市
Z営業所 L市 M市 N市 O市 Q市 R市

総合旅行業務取扱管理者 : 甲 野 乙 郎

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

(3) 地域限定旅行業者による他の旅行業者が企画実施する募集型企画旅行商品の受託販売について
地域限定旅行業者は、他の旅行業者との間で、募集型企画旅行の「取扱委託契約」を締結することで、当該他の旅行業者が企画実施する募集型企画旅行（国内・海外を問わない。）の受託販売をすることができます（第一種、第二種、第三種旅行業と同様。）。また、地域限定旅行業者は、海外の募集型企画旅行を受託販売するときに限り、当該募集型企画旅行に係る旅行者と渡航手続代行契約を締結して、渡航手続の代行業務を行うことができます（標準旅行業約款渡航手続代行契約の部第2条）。

なお、海外旅行の受託販売をする場合は、取扱営業所には総合旅行業務取扱管理者が選任されていなければなりません。また、国内旅行（拠点区域内のみで実施されるものを除く）の受託販売をする場合は、取扱営業所には総合又は国内旅行業務取扱管理者が選任されていなければなりませんので、ご注意ください。

(4) 地域限定旅行業者が締結する旅行業者代理業者との旅行業者代理業務委託契約について
地域限定旅行業者は、旅行業者代理業者と旅行業者代理業務委託契約を締結し、代理業務を当該旅行業者代理業者に委託することができます。

(5) 地域限定旅行業者の旅行相談業務について
地域限定旅行業者は、旅行者と旅行相談契約を締結して、旅行相談業務を行うことができます。

(6) 地域限定旅行業者の代理業者の旅行業務の範囲について
地域限定旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者は、所属旅行業者を代理して、次の

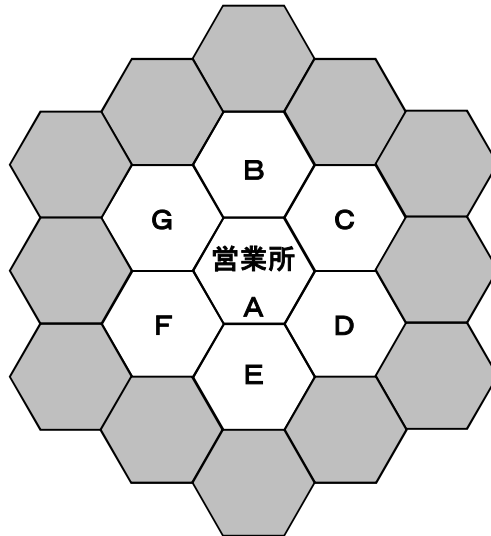
旅行に関する業務を行うことができます（ただし、所属旅行業者と締結する代理業業務委託契約によって業務範囲が制限されている場合はその制限が優先します。）。


- ①所属旅行業者の営業所の拠点区域（所属旅行業者に複数の営業所がある場合はそれぞれの営業所の拠点区域）内の日程の募集型企画旅行、受注型企画旅行及び手配旅行
- ②所属旅行業者が受託している他の企画旅行業者の募集型企画旅行（但し、所属旅行業者と企画旅行業者との間で締結されている取扱委託契約において、取り扱うことのできる代理業者の営業所が定められている場合に限る。）
- ③上記②に付随して取り扱う渡航手続の代行

以上

【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ】（図1）

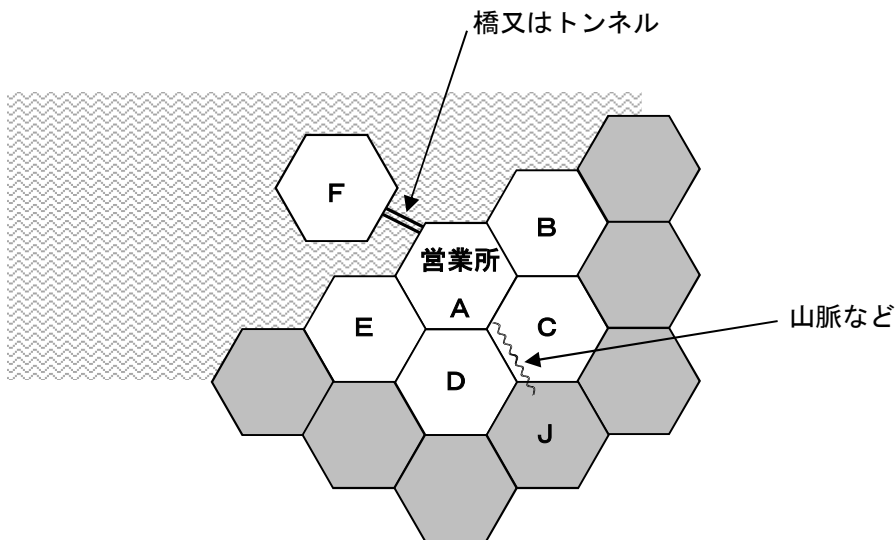
実施される募集型企画旅行の目的地等の全てが、当該募集型企画旅行を実施する営業所の存する市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）、それに隣接する市町村の区域内にある（下図のA～Gの市町村の区域内にあること。）ものでなければなりません。




 は実施できない区域

【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ（橋又はトンネルで繋がっている場合他）】

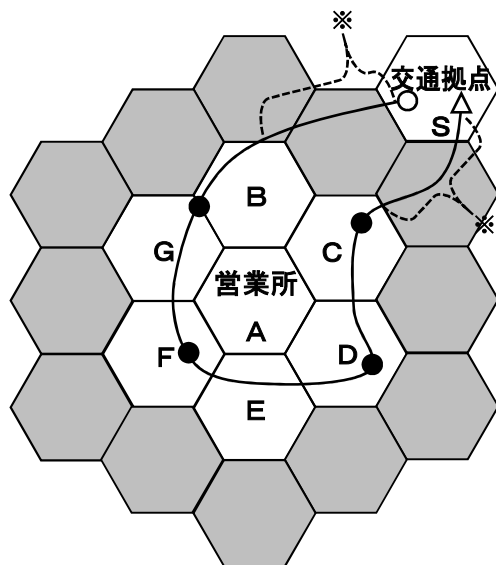
（図1-2）



 は実施できない区域

- (1) 上記の図においてA市とF市が橋又はトンネルでつながっている場合は、橋やトンネルの上で隣接していると解されるため、F市は「A市に隣接する市町村」に含まれます。
- (2) 募集型企画旅行の日程にC市からD市への移動が含まれる場合であって、C市とD市の間には山脈があるなど地理的制約があるために、単なる移動の経路として利用する場合には、A市、B市、C市、D市、E市及びF市以外にある道路（例えばJ市内の道路）を利用することができます。ただし、そのような道路を通過中に、土産物屋に立ち寄せたり、その地域の名所を観光させたり、旅行の目的となるような行為は認められません。また、予め、サービスエリア等でのトイレ休憩を日程に含めることもできません。

【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ（交通拠点の存する市町村を含む場合）】（図2）



● は実施できない区域

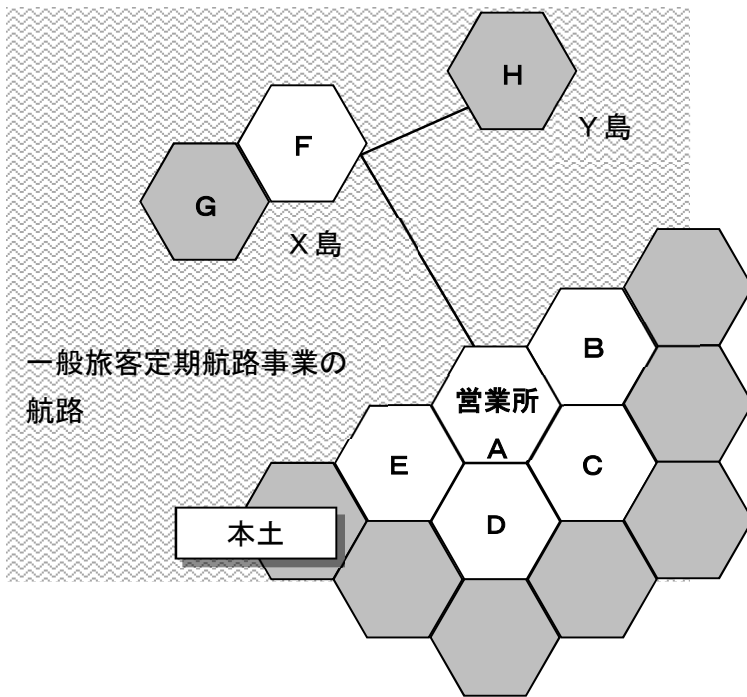
○：発地 △：着地 ●：目的地
 ※：移動のみ。立ち寄り、観光等不可。

A市の営業所で実施する募集型企画旅行では、A市及びA市に隣接するB～G市並びにA～G市の地域に対する交通拠点を含むS市を併せた区域が実施できる区域となります。

なお、S市内の交通拠点等を発地又は着地とすることはできませんが、S市内を目的地等に含めることはできません。また、S市からA～G市の区域へ向かう途中（又はその逆）で土産物屋に立ち寄り、その地域の名所を観光させたり、旅行の目的となるような行為は認められません。また、予め、サービスエリア等でのトイレ休憩を日程に含めることもできません。

【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ(一般旅客定期航路事業の航路で結ばれる市町村の場合)】

ア 営業所が本土の市町村に存する場合(図3)



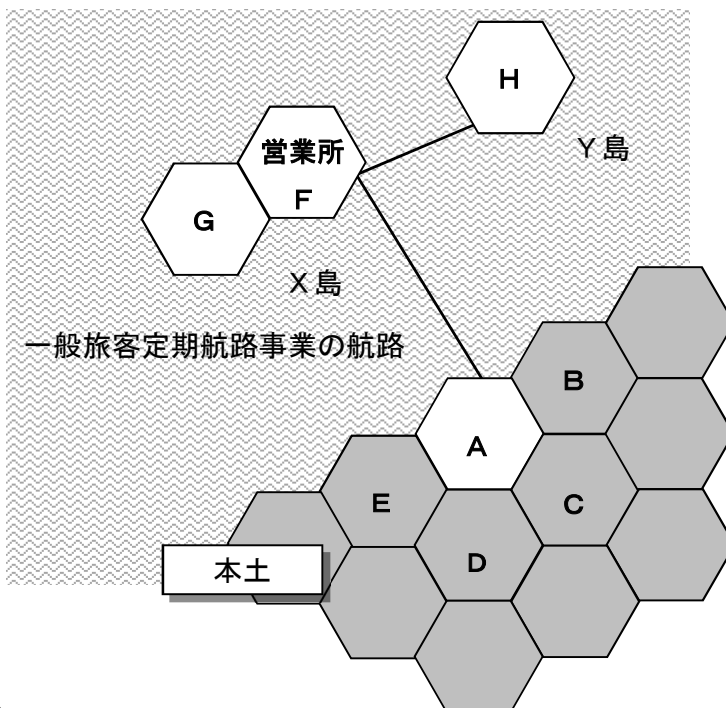
A市の営業所で実施する募集型企画旅行では、A市及びA市に隣接するB市、C市、D市、E市並びに一般旅客定期航路事業の船舶を利用して途中に寄港することなく到達できるF市(X島)を出発地等とすることができます。(実際の募集型企画旅行のA市とF市間の移動に際しては一般旅客定期航路事業の船舶以外の交通手段を利用して差し支えありません。以下同じです。)

G市(X島)及びH市(Y島)は、目的地等を含めることはできません。

は実施できない区域

※「本土」とは、本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいいます。

イ 営業所が離島の市町村に存する場合(図4)

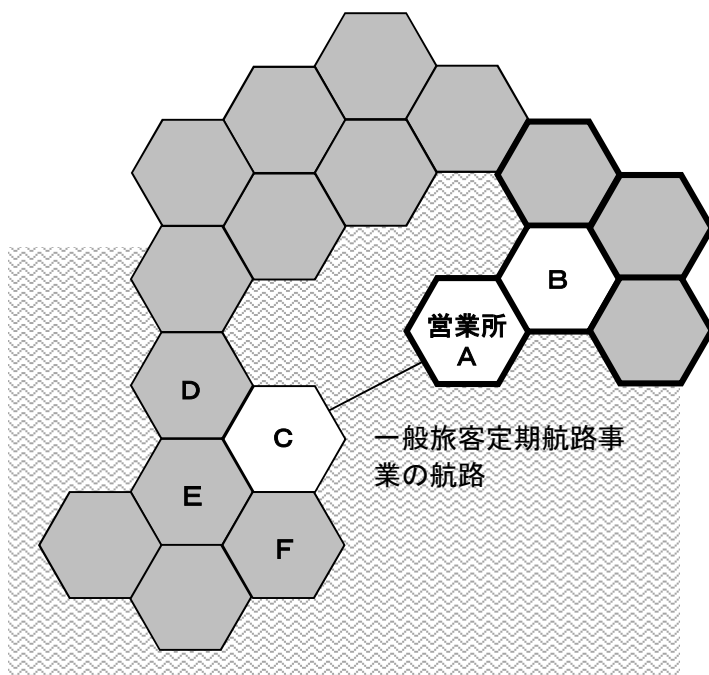


X島のF市の営業所で実施する募集型企画旅行では、F市に隣接するG市に加え、一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できるH市(Y島)と本土のA市を目的地とすることができます。

は実施できない区域

- ウ 営業所及び目的地等が同一又は隣接する道府県内にあり、かつ営業所又は目的地等のいずれかが半島振興法により指定された半島振興対策実施地域に存する場合（図5）

同一又は隣接する都道府県内

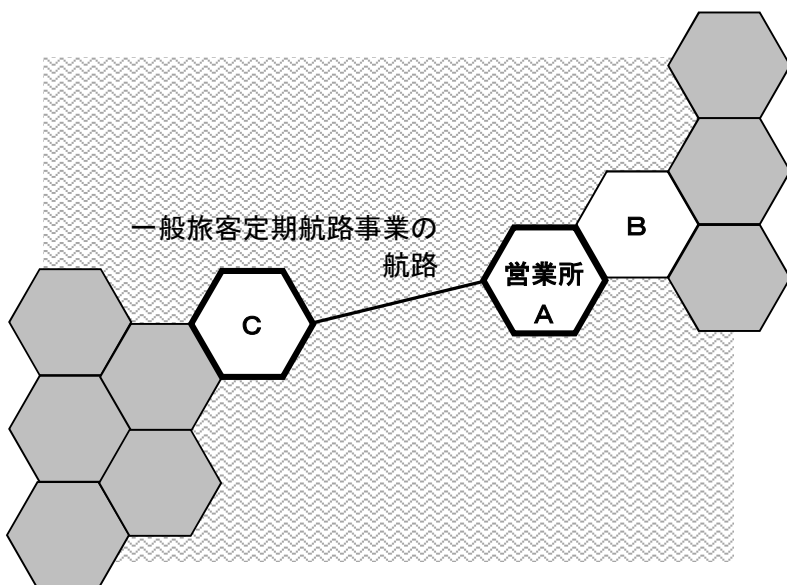


半島振興法上の半島振興対策実施地域内の市町村と当該市町村から一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できる市町村（左図の場合はC）が、同一又は隣接する都道府県内に存在する場合には、当該市町村を出発地等とすることができます。左図の例ではAに営業所があるものとして例示してありますが、営業所がCにある場合は、A及びD～Fが実施出来る地域となります。

○ 及び ◐ （太線で囲まれた地域）は、半島振興対策実施地域

◑ 及び ◒ は実施できない区域

- エ 営業所及び目的地等が観光庁長官が個別に定める区域（本文1.（1）③ハに掲げる区域）内に存する場合（図6）



観光庁長官が個別に定める二つの市町村の組み合わせ（左図ではA及びC）の一方（A）に営業所がある場合には営業所のある市町村から一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できる他方の市町村（C）を目的地等とすることができる（Bは隣接する市町村であるので目的地等とすることができます。）。

◑ は観光庁長官が個別に定める区域

◒ は実施できない区域

備考：第三種旅行業・地域限定旅行業の業務範囲

項 目		第三種旅行業	地域限定旅行業
営業所での業務	募集型企画旅行の実施	営業所の所在する市町村の区域、これに隣接する市町村等の区域及び観光庁長官の定める区域（注1）の範囲の日程のものについて実施が可能	営業所の所在する市町村の区域、これに隣接する市町村等の区域及び観光庁長官の定める区域（注1）の範囲の日程のものについて実施が可能
	受注型企画旅行の実施	地域を限定せず取扱いが可能（注2）	営業所の所在する市町村の区域、これに隣接する市町村等の区域及び観光庁長官の定める区域（注1）の範囲の日程のものについて実施が可能
	手配旅行の取扱い	地域を限定せず取扱いが可能（注2）	営業所の所在する市町村の区域、これに隣接する市町村等の区域及び観光庁長官の定める区域（注1）の範囲の日程のものについて実施が可能
	他社が実施する募集型企画旅行の受託販売及びそれに付随する渡航手続代行（海外旅行の場合）	地域を限定せず取扱いが可能（注2）	地域を限定せず取扱いが可能（注2）
	旅行相談契約	地域を限定せず取扱いが可能（注2）	地域を限定せず取扱いが可能（注2）

注1：観光庁の定める区域は、第3種旅行業と地域限定旅行業で異なる場合があります。

注2：海外旅行に係る業務を行う場合は総合旅行業務取扱管理者を、また、拠点区域内のみで実施されるものを除く国内旅行に係る業務を行う場合は総合又は国内旅行業務取扱管理者を選任しなければなりません。

参考資料（法令・通達）

旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の3第3号の規定に基づき観光庁長官が定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業のために運航される船舶が、同号に規定する営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の港を出港した後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。）の区域。ただし、これらの市町村の区域が、ともに本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。）に存するときは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限る。

イ 双方の市町村の区域が同一都道府県の区域内又は隣接する都道府県の区域内に存し、かつ、いずれかの市町村の区域が半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域に存すること。

ロ 双方の市町村の区域が次の掲げるもののいずれかに該当すること。

- (1) 愛媛県松山市及び山口県大島郡周防大島町
- (2) 愛媛県松山市及び山口県柳井市
- (3) 愛媛県西宇和郡伊方町及び大分県大分市
- (4) 愛媛県八幡浜市及び大分県別府市
- (5) 愛媛県八幡浜市及び大分県臼杵市
- (6) 高知県宿毛市及び大分県佐伯市
- (7) 山口県周南市及び大分県国東市
- (8) 福岡県大牟田市及び長崎県島原市
- (9) 長崎県雲仙市及び熊本県玉名郡長洲町
- (10) 長崎県島原市及び熊本県熊本市
- (11) 長崎県南島原市及び熊本県天草市
- (12) 長崎県長崎市及び熊本県天草郡苓北町

二 地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点（以下「交通拠点」という。）の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域を除く。）。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限る。

イ 旅行の発地が交通拠点の存する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が自らの営業所の存する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の区域内のみにあること。

ロ 旅行の発地が自らの営業所の存する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が交通拠点の存する市町村の区域内のみにあること。

平成19年国土交通省告示第445号第2号に基づく第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲について（観産第29号平成30年4月13日）

平成19年国土交通省告示第445号第2号に基づく第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲についての取扱いは、下記に定めるところによる。

記

- 1 平成19年国土交通省告示第445号（以下「告示」という。）第2号の適用対象は、第三種旅行業務の募集型企画旅行及び地域限定旅行業務に係る旅行業務となる。
- 2 交通拠点についての考え方は、以下のとおりとする。
 - ① 交通拠点とは、一般に、駅、空港、港湾、バスターミナル（バス停留所のうち、複数の路線の発着点として旅客の乗降、乗り換え等の用に供するものをいう。）等が該当するが、これに限らず、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点を選択することは妨げない。
 - ② 自らの営業所から「最寄り」の交通拠点の存する市町村からの発着が認められる。ただし、交通手段によって「最寄り」の交通拠点の存する市町村が異なる場合、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点の存する市町村を選択することは妨げない（例：A市に最寄りの駅があるが、B市には最寄りの空港があり、B市からの発着を行いたいというような場合）。
- 3 告示第2号の適用範囲は、以下のとおりとする。
 - ① 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、いずれの交通拠点からであっても、発着は認められる。
 - ② 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該交通拠点以外の地点からであっても、発着は認められる（例：交通拠点に近接する宿泊施設からの発着を行いたいというような場合）。
 - ③ 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該区域が自らの営業所の存する市町村の区域とは異なる都道府県の区域となる場合であっても、発着は認められる。
- 4 告示第2号に基づき、旅行業務を遂行するにあたっては、以下の事項を遵守するものとする。
 - ① 交通拠点の存する市町村の区域内や、交通拠点の存する市町村の区域から自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域へ向かう途中での立ち寄りとは認められない。
 - ② 交通拠点の存する市町村の区域からの発着を行う場合において、旅行者にあっては、以下の記載事項の中で当該区域を明示することが当然に求められる。
 - イ) 法第12条の4及び第12条の5の規定に基づき旅行者に交付する書面の記載事項
 - ロ) 企画旅行として行う場合にあっては、法第12条の7の規定に基づき行う広告表示の記載事項
 - ③ 告示第2号に基づき、交通拠点の存する市町村の区域からの発着を行う場合においても、道路運送法（昭和26年法律第183号）の事業許可のない白ナンバーの貸切バスによる営業は認められない。